2　3の規定に従うことを条件として、受入国は、移送国が決定した刑の法的な性質及び期間に拘束される。受入国は、刑の執行の最長期間に関する受入国の法令に従い受入国において刑の執行を継続する期間が刑を言い渡された者の服さなければならない刑期の残りの期間よりも短くなるような方法により移送国の裁判所が決定した刑を執行する場合には、その旨を移送の要請及び当該法令とともに移送国に対して通報する。この場合において、移送国は、当該要請を拒否する権利を有する。

3　受入国は、いかなる刑も移送国の裁判所が決定した刑期を超えるような方法で執行してはならない。受入国により執行されるべき刑は、移送国の裁判所が決定した刑にできる限り合致させるものとする。

4　移送国が刑を含む判決を変更し若しくは取り消し、特赦、大赦若しくは刑の減軽を認め、又はその他の措置により刑期を短縮し若しくは刑を終了させる場合には、受入国は、その旨の決定の通報を受け、当該決定に基づいて刑を執行する。

5　受入国は、刑を言い渡された者が受入国の法令に従えば少年として分類される場合には、移送国の法令に基づくその地位にかかわらず、当該刑を言い渡された者を少年として扱うことができる。

6　受入国は、次の場合には、移送国に対し、刑の執行に関する情報を提供する。

(a)　刑を言い渡された者が仮釈放若しくは条件付釈放を認められる場合又は刑を言い渡された者が刑を終えて釈放される場合

(b)　刑の執行が終了した場合

(c)　刑を言い渡された者がその刑の執行が終了する前に逃走し、又は死亡した場合

(d)　移送国が報告を求める場合

第八条　費用

刑を言い渡された者の移送及び移送後の刑の執行に要する費用は、両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、受入国が負担する。受入国は、刑を言い渡された者に対し、移送の費用の全部又は一部の償還を求めることができる。

第九条　言語

移送の要請は、英語で行う。第五条4及び6並びに第七条4に規定する情報又は文書は、移送国の言語により提供する。

第十条　時間的適用範囲

この条約は、その効力が生ずる日前又は以後に言い渡された刑の執行について適用する。

第十一条　協議

両締約国は、いずれか一方の締約国の求めにより、この条約の解釈及び適用について協議する。

第十二条　効力発生及び終了

1　この条約は、批准されなければならず、批准書の交換の日の後三十日目の日に効力を生ずる。批准書の交換は、できる限り速やかに東京で行われるものとする。

2　いずれの一方の締約国も、他方の締約国に対して書面による通告を行うことにより、いつでもこの条約を終了させることができる。この条約の終了は、当該通告の受領の日の後百八十日目の日に効力を生ずる。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの条約に署名した。

二千九年七月二十二日にプーケットで、ひとしく正文である日本語、タイ語及び英語により本書二通を作成した。日本語及びタイ語の本文の解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国のために
　中曽根弘文
タイ王国のために
　カシット・ピロム

内閣総理大臣　菅　　直人
法務大臣　千葉　景子
外務大臣　岡田　克也

（右条約の英文）

TREATY BETWEEN
JAPAN AND THE KINGDOM OF THAILAND
ON THE TRANSFER OF SENTENCED PERSONS
AND ON CO-OPERATION IN THE ENFORCEMENT OF SENTENCES

Japan and The Kingdom of Thailand (hereinafter referred to as "the Parties");

Desiring to co-operate in the enforcement of sentences;

Desiring to facilitate the rehabilitation and social reintegration of sentenced persons;

Considering that these objectives can best be fulfilled by giving foreigners who are deprived of their liberty as a result of their commission of a criminal offence the opportunity to serve their sentences within their own society;

Have agreed as follows:

Article 1
Definitions

For the purposes of this Treaty:

(a) "transferring State" means the Party from which the sentenced person may be, or has been, transferred;

(b) "receiving State" means the Party to which the sentenced person may be, or has been, transferred;

(c) "sentenced person" means a person on whom the sentence of imprisonment or any other form of deprivation of liberty has been imposed by virtue of an order made by a court of the transferring State on account of a criminal offence;

(d) "sentence" means any punishment or measure involving deprivation of liberty ordered by a court of the transferring State for a limited or unlimited period of time on account of a criminal offence.